



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令 (厚生労働三〇)

〔告 示〕

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 (厚生労働七八)

○厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者 (同七九)

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準 (同八〇)

一三
四三

省

令

○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成二十六年法律第八十三号) の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五十二号) 及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (平成三十年政令第五十五号) の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

[illegible]

期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算する。

6～8 (略)

9 イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

10・11 (略)

12 イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

13・14 (略)

ハ (略)

二 退院時共同指導加算

600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供する)を行う。以下同じ。)を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算する。

ホ (略)

ヘ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

注1 (1)について、計画作成責任者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する計画作成責任者をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定

に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第28号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この号並びに夜間対応型訪問介護費の注2、小規模多機能型居宅介護費注1及び注2並びに複合型サービス費注1及び注2において同じ。)若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算する。

6～8 (略)

9 イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算する。

10・11 (略)

12 イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

13・14 (略)

ハ (略)

二 退院時共同指導加算

600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。)を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算する。

ホ (略)

(新設)

居宅サービス基準第111条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。
以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(指定地域密着型サービス基準第 3 条の 24 第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画いう。この注及び注 2 において同じ。)を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ト
チ

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからト上までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからト上までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからト上までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

ハ
ト

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年 3 月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハ下までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハ下までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハ下までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

- 2 夜間対応型訪問介護費
イ 夜間対応型訪問介護費(I)
ロ 夜間対応型訪問介護費(II)

注 1 (略)
(削る)

別に厚生労働大臣が定める単位数
1 月につき2,742単位

- 2 (略)
3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合には、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下この注において同じ。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下この注において同じ。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合には、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

4・5 (略)

- ハ (略)
二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4及び5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(5) (略)
2の2 地域密着型通所介護費
イ 地域密着型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(一) 要介護1 407単位
(二) 要介護2 466単位

- 2 夜間対応型訪問介護費

- イ 夜間対応型訪問介護費(I)
ロ 夜間対応型訪問介護費(II)

注 1 (略)

別に厚生労働大臣が定める単位数
1 月につき2,667単位

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 (略)
(新設)

4・5 (略)

- ハ (略)
二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(5) (略)
2の2 地域密着型通所介護費
イ 地域密着型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一) 要介護1 426単位
(二) 要介護2 488単位

(三) 要介護 3 (四) 要介護 4 (五) 要介護 5 (新設)	527単位	552単位
	586単位	614単位
	647単位	678単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	426単位	
(二) 要介護 2	488単位	
(三) 要介護 3	552単位	
(四) 要介護 4	614単位	
(五) 要介護 5	678単位	
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	641単位	641単位
(二) 要介護 2	757単位	757単位
(三) 要介護 3	874単位	874単位
(四) 要介護 4	990単位	990単位
(五) 要介護 5	1,107単位	1,107単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	662単位	
(二) 要介護 2	782単位	
(三) 要介護 3	903単位	
(四) 要介護 4	1,023単位	
(五) 要介護 5	1,144単位	
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	735単位	735単位
(二) 要介護 2	868単位	868単位
(三) 要介護 3	1,006単位	1,006単位
(四) 要介護 4	1,144単位	1,144単位
(五) 要介護 5	1,281単位	1,281単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	764単位	
(二) 要介護 2	903単位	
(三) 要介護 3	1,046単位	
(四) 要介護 4	1,190単位	
(五) 要介護 5	1,332単位	
ロ 療養通所介護費		
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,007単位	1,007単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,511単位	1,511単位
注 1・2 (略)		
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、 <u>イ(2)の所定単位数の100分の70</u> に相当する単位数を算定する。		

(三) 要介護 3 (四) 要介護 4 (五) 要介護 5 (新設)	527単位	552単位
	586単位	614単位
	647単位	678単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	426単位	
(二) 要介護 2	488単位	
(三) 要介護 3	552単位	
(四) 要介護 4	614単位	
(五) 要介護 5	678単位	
(3) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	641単位	641単位
(二) 要介護 2	757単位	757単位
(三) 要介護 3	874単位	874単位
(四) 要介護 4	990単位	990単位
(五) 要介護 5	1,107単位	1,107単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	662単位	
(二) 要介護 2	782単位	
(三) 要介護 3	903単位	
(四) 要介護 4	1,023単位	
(五) 要介護 5	1,144単位	
(5) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	735単位	735単位
(二) 要介護 2	868単位	868単位
(三) 要介護 3	1,006単位	1,006単位
(四) 要介護 4	1,144単位	1,144単位
(五) 要介護 5	1,281単位	1,281単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	764単位	
(二) 要介護 2	903単位	
(三) 要介護 3	1,046単位	
(四) 要介護 4	1,190単位	
(五) 要介護 5	1,332単位	
ロ 療養通所介護費		
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,007単位	1,007単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,511単位	1,511単位
注 1・2 (略)		
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、 <u>イ(1)の所定単位数の100分の70</u> に相当する単位数を算定する。		

4 イについて、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

5 イについて、共生型地域密着型サービス (指定地域密着型サービス基準第2条第6号に規定する共生型地域密着型サービス)をいう。以下この注において同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号。以下この注において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護をいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練 (機能訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練 (機能訓練) 事業者をいう。)又は指定自立訓練 (生活訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練 (生活訓練) 事業所をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいい、主として重症心身障害児 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援 (指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者 (指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス (指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

9 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

4 イについて、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

(新設)

(新設)

5・6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、1 月につき100単位を所定単位数に加算する。

11 （略）

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算Ⅰ

3 単位

ロ ADL維持等加算Ⅱ

6 単位

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1 日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 （略）

15 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出で、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サージス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3 月以内の期間に限り1 月に2 回を限度として1 回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サージスの開始から3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サージスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1 名以上配置していること。

ロ～ホ （略）

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1 回につき5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サージスを受けている間及び当該栄養改善サージスが終了した日の属する月は、算定しない。

17～22 （略）

（新設）

8 （略）

（新設）

9 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1 日につき60単位を所定単位数に加算する。

10 （略）

11 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出で、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サージス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3 月以内の期間に限り1 月に2 回を限度として1 回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サージスの開始から3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サージスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1 名以上配置していること。

ロ～ホ （略）

（新設）

12～17 （略）

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(イ)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 538単位
- 592単位
- 647単位
- 702単位
- 756単位

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 564単位
- 620単位
- 678単位
- 735単位
- 792単位

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 849単位
- 941単位
- 1,031単位
- 1,122単位
- 1,214単位

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 871単位
- 965単位
- 1,057単位
- 1,151単位
- 1,245単位

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(1)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(II)は算定しない。

(1)～(4) (略)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(イ)

(一) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 564単位
- 620単位
- 678単位
- 735単位
- 792単位

(新設)

(二) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合

- a 要介護 1
- b 要介護 2
- c 要介護 3
- d 要介護 4
- e 要介護 5

- 865単位
- 958単位
- 1,050単位
- 1,143単位
- 1,236単位

(新設)

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5

985単位
1,092単位
1,199単位
1,307単位
1,414単位
1,017単位
1,127単位
1,237単位
1,349単位
1,459単位
487単位
536単位
584単位
633単位
682単位
510単位
561単位
612単位
663単位
714単位
764単位
845単位
927単位
1,007単位
1,089単位
783単位
867単位
951単位
1,033単位
1,117単位
885単位
980単位
1,076単位
1,172単位
1,267単位

(三) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(新設)		
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		
(一) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(新設)		
(二) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5
(新設)		
(三) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	a	要介護 1
	b	要介護 2
	c	要介護 3
	d	要介護 4
	e	要介護 5

985単位
1,092単位
1,199単位
1,307単位
1,414単位
510単位
561単位
612単位
663単位
714単位
778単位
861単位
944単位
1,026単位
1,109単位
885単位
980単位
1,076単位
1,172単位
1,267単位

(イ) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	a	要介護1
	b	要介護2
	c	要介護3
	d	要介護4
	e	要介護5
ロ 認知症対応型通所介護費Ⅱ	(1)	所要時間3時間以上4時間未満の場合
	(一)	要介護1
	(二)	要介護2
	(三)	要介護3
	(四)	要介護4
(2)	(一)	要介護5
	(二)	要介護1
	(三)	要介護2
	(四)	要介護3
	(五)	要介護4
(3)	(一)	要介護5
	(二)	要介護1
	(三)	要介護2
	(四)	要介護3
	(五)	要介護4
(4)	(一)	要介護5
	(二)	要介護1
	(三)	要介護2
	(四)	要介護3
	(五)	要介護4
(5)	(一)	要介護5
	(二)	要介護1
	(三)	要介護2
	(四)	要介護3
	(五)	要介護4
(6)	(一)	要介護5
	(二)	要介護1
	(三)	要介護2
	(四)	要介護3
	(五)	要介護4

913単位
1,011単位
1,110単位
1,210単位
1,308単位
264単位
274単位
283単位
292単位
302単位
276単位
287単位
296単位
306単位
316単位
441単位
456単位
473単位
489単位
505単位
453単位
468単位
485単位
501単位
517単位
518単位
537単位
555単位
573単位
593単位
535単位
554単位
573単位
592単位
612単位

(新設)	270単位
	280単位
	289単位
	299単位
	309単位
ロ 認知症対応型通所介護費Ⅱ	
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	
(一)	要介護1
(二)	要介護2
(三)	要介護3
(四)	要介護4
(五)	要介護5
(新設)	
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	
(一)	要介護1
(二)	要介護2
(三)	要介護3
(四)	要介護4
(五)	要介護5
(新設)	
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	
(一)	要介護1
(二)	要介護2
(三)	要介護3
(四)	要介護4
(五)	要介護5
(新設)	

439単位
454単位
470単位
486単位
502単位
506単位
524単位
542単位
560単位
579単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)若しくは(2)又はロ(2)の所定単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）(以下「理学療法士等」という。)を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスをを行った場合は、栄養改善加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)若しくは(2)又はロ(1)の所定単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

(新設)

5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

10～13 (略)

ハ (略)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4）及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

ホ 若年性認知症利用者受入加算

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、二を算定している場合は、算定しない。

ハ～リ (略)

ス 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ

注1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

(新設)

8～11 (略)

ハ (略)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

(新設)

ホ～チ (略)

(新設)

2 ②について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、①を算定している場合は、算定しない。

ル 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合はあつては算定しない。

ヲ (略)

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4）及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費Ⅰ)

- (一) 要介護1 759単位
- (二) 要介護2 795単位
- (三) 要介護3 818単位
- (四) 要介護4 835単位
- (五) 要介護5 852単位

(新設)

リ (略)

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからリまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費Ⅰ)

- (一) 要介護1 759単位
- (二) 要介護2 795単位
- (三) 要介護3 818単位
- (四) 要介護4 835単位
- (五) 要介護5 852単位

3 月 31 日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1 日につき)

- (1) 要介護 1 534単位
- (2) 要介護 2 599単位
- (3) 要介護 3 668単位
- (4) 要介護 4 732単位
- (5) 要介護 5 800単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1 日につき)

- (1) 要介護 1 534単位
- (2) 要介護 2 599単位
- (3) 要介護 3 668単位
- (4) 要介護 4 732単位
- (5) 要介護 5 800単位

注 1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1 日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、ヘを算定している場合においては、算定しない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号) 第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法 (地域密着型サービス基準第 2 条第 7 号に規定する常勤換算方法をいう。)で、利用者の数が6 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (平成12年厚生省告示第27号) 第 9 号に規定する基準に該当しないこと。

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1 月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、1 月につき100単位を所定単位数に加算する。

3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1 日につき)

- (1) 要介護 1 533単位
- (2) 要介護 2 597単位
- (3) 要介護 3 666単位
- (4) 要介護 4 730単位
- (5) 要介護 5 798単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1 日につき)

- (1) 要介護 1 533単位
- (2) 要介護 2 597単位
- (3) 要介護 3 666単位
- (4) 要介護 4 730単位
- (5) 要介護 5 798単位

注 1・2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)